

近藤委員長の柏崎刈羽原子力発電所視察に関する報道について

平成19年9月6日
原子力政策担当室

8月25日に報道されました近藤原子力委員会委員長の東京電力㈱柏崎刈羽原子力発電所視察に関する記事に、マスコミからの取材に対する委員長の発言の趣旨が読者に正しく伝わらないおそれのあるものがありましたので、改めて発言の趣旨を述べます。

【報道の概要】

近藤委員長が8月24日に柏崎刈羽原子力発電所を視察した後、マスコミからの取材に、消火栓のような原子炉以外の施設の耐震基準を上げると、設備が使いにくくなる可能性もあると述べたとしています。

【事実関係】

原子炉以外の施設の耐震設計に関する発言の趣旨は、以下の【解説】に示すとおりです。

【解説】

原子炉以外の施設の耐震設計に関する事項については、原子力委員会が8月7日に公表した見解「柏崎刈羽原子力発電所に対する新潟県中越沖地震の影響を踏まえた今後の対応について」において6番目の重要事項として原子力委員会が述べていることに対する質問へ回答する際に、次のような趣旨の発言を行いました。

原子力安全委員会が、原子力施設の耐震設計について定めた「発電用原子力施設に関する耐震設計審査指針」（以下では、「耐震設計審査指針」といいます。）は、「止める、冷やす、閉じこめる」という安全機能を担う施設や設備はSクラスに分類して高い耐震安全性を求めています。これに属しない施設や設備はB又は、Cクラスに分類し、それよりやや低い耐震安全性を有することでよいとしています。この考え方は、原子力の安全規制の在り方などを定めた「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」が、原子炉施設等の設置許可の判断基準として原子炉の位置、構造及び設備が放射線による災害の防止上支障のないことを掲げていることと整合すると考えます。

ところで、原子力発電所は電気の安定的供給に貢献するとされている施設であることを考えれば、供給安定性が損なわれるリスクを小さくする観点から、放射線に対する安全確保に直接関係しない施設や設備の耐震設計を放射線に対する安全確保に係る施設の耐震設計と同等にするとか、特に1か所に原子炉が多数あるときには、施設の耐震設計を耐震設計審査指針の要求を超えて高めることを求めてもよいのではとの意見があります。

原子力委員会は、電気事業の自由化を社会が求めている今日においては、このような対策を講じることは、国が規制で要求するべきではなく、事業者の事業リスク管理活動に委ねられるべきという意見が有力と考えました。しかしながら、国が、原子力発電に供給安定性の確保や地球温暖化対策といった公益の実現を担うことを期待し、関連施策を講じていることを踏まえれば、事業者に対して、こうした対策の採否の検討も含む供給安定性の確保に係る事業リスク管理活動を実施することとするのは適切と考え、このような見解を示した次第です。

[参考：8月7日に公表した原子力委員会見解の抜粋]

柏崎刈羽原子力発電所に対する新潟県中越沖地震の影響を踏まえた
今後の対応について

平成19年8月7日
原子力委員会

平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震によって、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（1号機～7号機）は、設計時の想定を上回る大きな揺れを経験しました。これにより、運転中の原子炉は全て自動停止するなど、原子炉内の放射能の放出を多層に防護する安全上重要な機能は正常に作動し、原子炉は安定した停止状態に移行しました。また、発電所全体において損傷や不具合が多数発生しましたが、施設外部の環境への影響が懸念される状況にはありません。

政府においては、既に原子力安全委員会や原子力安全・保安院において、この発電所に対する地震の影響や事業者の措置を分析し、今後の対応を検討する取組が開始されていますが、原子力委員会としては、この際、次のことが重要であると考えます。

(省略)

(6) 原子力発電は電力の安定供給に資することが期待されるものであることから、安定供給の確かさを確実にする観点から、事業者は、原子力発電事業に不測の事態が発生する可能性をできる限り低くするために、内外の運転経験や学界の最新の知見に絶えず注目し、無視できない知見等が見出された場合には、これの影響を小さくするための施設や設備の改修等を速やかに行うべきです。このため、事業者においては、同型式の施設の存在数や施設の集積度が増大すると共通原因故障によって供給安定性への影響が増大することも考慮に入れ、こうした対応、すなわち、事業リスク管理活動が確実に実施されるよう、経営組織の改善や定期安全レビューの内容の充実等を図ること。

原子力委員会は、国民の信頼を得て原子力発電を推進するためには、原子力安全委員会、原子力安全・保安院及び事業者におけるこれらの対応の検討が、透明性を確保し、多様な分野の専門家の参加を得て、意見の多様性にも配慮しつつ迅速的確に行われ、適宜にその内容が国民に説明されるべきと考え、今後ともその進行状況を踏まえつつ、適宜に意見を述べていきます。

以上